

東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の方針

1 計画策定の背景

全国的に、人口減少・少子高齢化が進行し、地域社会や家族のあり方が大きく変化している。その中で、地域福祉の役割、とりわけ地域における新たな支え合いについて、地域住民等とそれらを支援する専門職と行政との連携・協働のもとで推進していくことが求められている。

特に、団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、「地域包括ケアシステム」の構築を進めていく必要がある、すべての住民が主体的に地域づくりを進めていくためにも、住民、地域団体、事業者、社会福祉協議会、行政等の役割を明確化することがより強く求められている。

平成29年3月をもって、現行の「東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間が終了となる。前述の点などを踏まえ、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国・県の指針や近年行われた制度改革を基に、住民、地域団体、事業者、社会福祉協議会、行政等それぞれの役割と協働のあり方を明確化すべく、行政計画である地域福祉計画と、具体的な実施のあり方に関する計画である市社会福祉協議会の地域福祉活動計画を改訂し、「東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定するものとする。

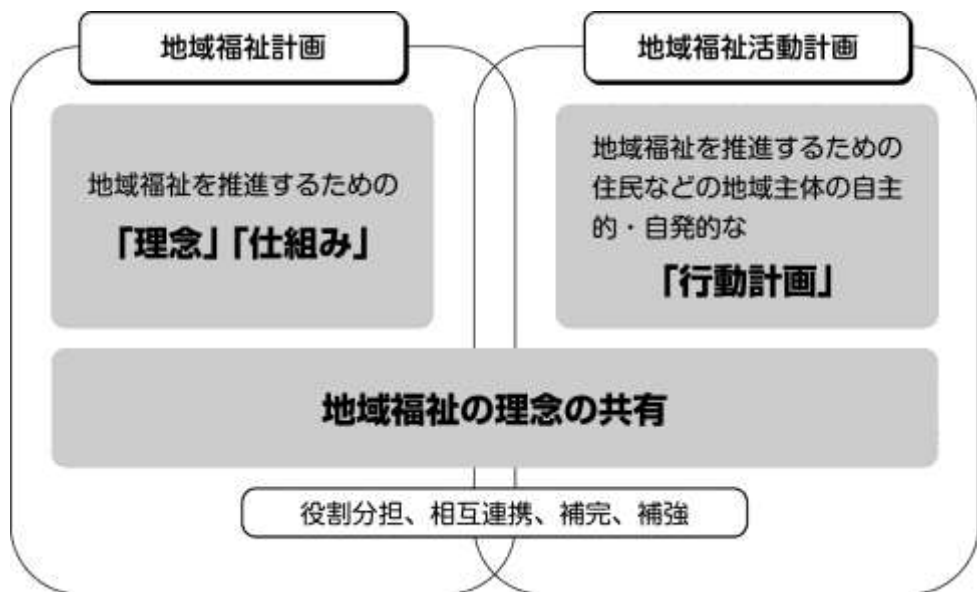
2 計画の位置づけと基本理念

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

両計画は、「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展していくものとなる。

いずれも、地域のさまざまな生活課題の解決を図るための具体的な仕組みや取り組みを定めるもので、自助・共助・公助の概念のもとに、行政と同時に市民、地域団体、事業者、関係機関などにとっての基本的指針となる。

図表-1 両計画の関連イメージ

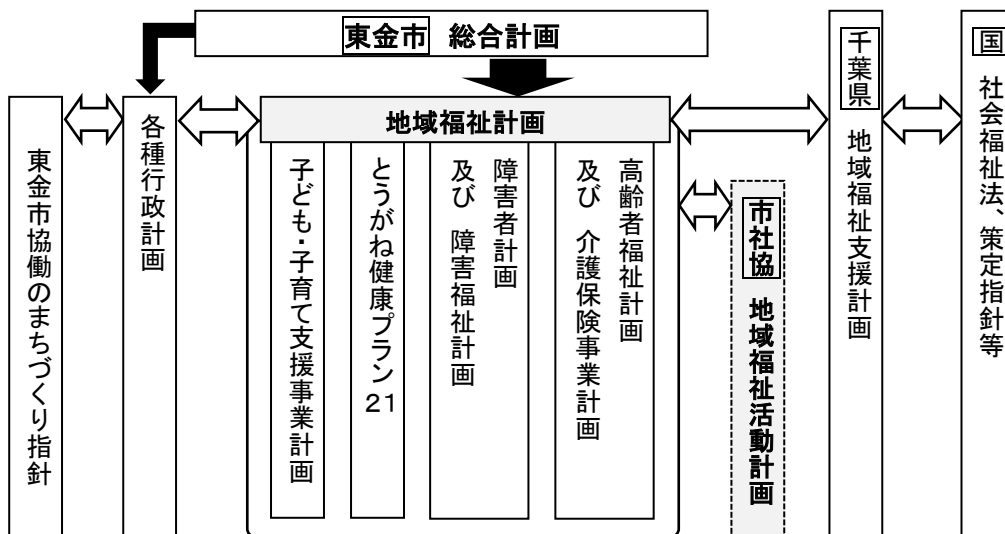


(2) 上位計画及び関連計画との整合性

計画の策定に当たっては、「東金市総合計画」及び「基本計画」並びに「東金市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画と位置づけ、整合性を図るものとする。

また、地域福祉計画が包括する「とうがね健康プラン21」「東金市障害者計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」（旧次世代育成支援行動計画）の個別計画との整合性を図るものとする。なお、策定作業が並行する計画が生じる場合、本計画では個別の策定状況に十分留意するとともに、本計画は福祉施策の上位計画として、「施策の方向性」を主導することが望ましい。

図表-2 計画の関連イメージ



(3) 法的根拠

計画策定における、両計画の法的根拠は次のとおりとなる。

■ 東金市地域福祉計画

社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」に該当し、市町村が行政計画として策定するものである。市町村地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する事項として以下の事項を一体的に定める計画とされている。

- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

さらに、厚生労働省の策定指針により下記の事項を、計画に盛り込む。

- ・ 地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法（平成19（2007）年通知）
- ・ 高齢者等の孤立の防止を踏まえた有効な対応（平成22（2010）年通知）
- ・ 生活困窮者へのセーフティネットの強化・生活支援（平成26（2014）年通知）

■ 東金市地域福祉活動計画

社会福祉法第 109 条に定める「地域福祉活動計画」に該当し、民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものである。地域福祉計画での理念や仕組みをもとに、具体的な実現に向けての活動内容を考える計画となり、以下の事項を記載する。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 計画対象期間

(1) 東金市地域福祉計画

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とする。

(2) 東金市地域福祉活動計画

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とする。

5 計画策定体制

(1) 東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会による検討

計画の策定にあたり、市民参加の推進を図る観点から公募委員、学識経験者及び関係機関代表等による委員で構成することとし、おおむね 3 回の委員会を開催する。(要綱による規定)

(2) 庁内検討委員会による検討

庁内における検討組織として、関係各課の代表で構成する検討委員会を設置し、計画案の検討を行う。

(3) 策定に係る作業事務局の設置

計画策定作業等の作業事務局は、社会福祉課社会係において処理することとし、市社会福祉協議会もこれに加わる。

(4) 実務担当者による調整

関係各課との福祉施策の調整、基本理念・目標設定等を行うほか、地域福祉計画については社会福祉課において、地域福祉活動計画については社会福祉協議会において、それぞれ前計画期間における事業等の実績状況を調書する。

また、施策等の検討・課題の整理を行い、横断的な施策の検討を行う。

6 計画策定に係る市民意識調査

(1) アンケート調査の実施

市の現状や課題等を抽出・把握するため、アンケート調査を実施する。これは、計画策定の基礎資料として位置づける。調査対象区域は全市域とし、調査の対象は、市内在住の18歳以上の男女とし、その対象人数は2,000人とする。実施概要は下記のとおり。

調査区分	配布票数	調査対象
意識調査	2,000	市内在住の18歳以上を対象に住民基本台帳より無作為抽出。郵送による配布・回収。平成28年7月9日～平成28年7月25日実施、有効回収件数:697(有効回収率:34.9%)

(2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定懇話会の実施

本計画を住民主体の計画として機能させるため、また市民と行政の協働の計画として機能させるために、住民の主体的な声を聞く場として、ワークショップ形式による地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定懇話会を実施する。実施概要は下記のとおり。

開催日	対象地区	会場	対象地区	会場
	午前10時から		午後2時から	
7月2日(土)	田間地区	ふれあいセンター	大和地区	大和公民館
7月17日(日)	公平地区	公平公民館	豊成地区	豊成公民館
7月30日(土)	正気地区	正気公民館	福岡地区	福岡公民館
7月31日(日)	源地地区	源公民館	丘山地区	丘山公民館
8月7日(日)	城西地区	台方公民館	嶺南地区	東金市役所
8月21日(日)	東金第1地区	東金市役所	東金第2地区	東金市役所

7 市民からの意見・要望の収集

策定、会議経過等を広報やホームページにより広く公表し、市民への周知を図るほか、策定委員会を公開とする。

また、パブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設ける。

8 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

平成29年3月議会で素案を報告予定。

(2) 情報の公開

策定後に広報等で計画の周知を行うほか、公共施設に計画書を配架する。

